

第4回浜田市温泉審議会 会議録

会議名	第4回浜田市温泉審議会
開催日時	令和6年11月20日（水）午後7時5分～午後9時3分
開催場所	みどりかいかん（浜田市金城町下来原171番地）

【会議録】

○会長

第4回浜田市温泉審議会を始める。

欠席委員はなし。

報告事項に移る。第3回の温泉審議会にて、委員から質問があった「旭温泉の供給料金の推移」について、事務局から説明をお願いする。

○事務局

（説明）

○会長

質問があるか。

○委員

旭温泉について言うが、全ての種類の供給料金の金額が同じことに合点がいかない。それと前回の審議会で言われた、美又温泉は沸かす燃料費がいないから高いということで、旭温泉は熱くないのに美又と同じ料金というのも合点がいかない。これは過去のことがあるのでどうしようもないことだが、了解した。

○会長

次に、温泉供給料金の在り方についての議事に移る。

これについては10月の第3回温泉審議会でも、2つの方針が出された。1点目、飲料営業供給以外については、供給料金の引き上げは行わないということ。2点目、湯屋温泉の飲料営業供給については、現行の1,320円からは引き下げる。その方針や、委員の皆さんの意見等をまとめた資料を準備している。事務局から説明をお願いする。

説明の後、質疑応答を行った上で、温泉供給料金を決定したいと思う。

○事務局

（資料説明）

○会長

質問があるか。

（質問なし）

○会長

では審議に入る。

1 点目、湯屋温泉の飲料営業供給以外の公益・浴場・営業供給料金の改定を今後の検討事項とする方針について、意見があるか。

○委員

今まで準備した経過がまったく反映されていないままだ。今まで3回審議して、色々出てきた意見を参照した上で、これでどうかというものを提出するのが事務局の仕事ではないのか。ただ案を並べただけで何をしているのか。例えば温度の関係で、旭温泉と美又温泉が一緒の供給料金なのはおかしいじゃないかという話が出ている。それに公衆浴場と普通の浴場の供給料金が同じなのはおかしいのではないかと申し上げた。何もそういったことが取り上げられていない。現在不備なところがあるのに、なぜ今後の検討課題にするのか。何のための審議会か。

○事務局

資料1の4で記載しているが、美又温泉の基本料金の供給量300 m³を1,000 m³に引き上げたらどうかについては、持ち帰って内部で検討していく中で、令和8年12月に美又で整備しようとしている外湯施設の湯量が、どれぐらい必要になるか推定が困難というところ、それから現時点での湧出量が不明である。産出の湯量については近く調査をされると言われているので、こういった調査等の結果が出てからの検討が望ましいという結論になった。

営業・公益・浴場供給の金額が一緒ということについては、現段階では大きな支障や要望は出ていない。ただ、今回の審議会で、こういった課題があると提起してもらったので、引き続きの課題という形で、今後の検討課題とさせていただきたい。

当然答申書には、こういった課題がありきちんと検討することとしっかり残していただき、我々もそれを踏まえて、外湯施設の稼働後やその時の審議の中に加えて、対応していきたい。

○委員

もし新しくできる外湯施設があまりに湯量が多くて問題なら、これをどう制限するかというのが本来の筋で、これから作る分からない物に怯えて、現在湯量が余っているのに、有効利用せず川に放出している。そういう状況なら有効利用しようじゃないかという話をしている。新しい施設は将来の話であって、既存の施設に迷惑がかかるなら、順序としては、新しくできる施設が整理するのが本当ではないか。

○事務局

湧出量については、現在は余裕があるかもしれないが、どこまで余裕があるかは今後調査をしてみないと分からない。やはり調査をした上で引き上げるという形が

一番望ましいと思う。外湯施設は当然その部分を現時点では賄えると検討が進められているものだが、実際に外湯施設が稼働して、300 m³から 1,000 m³に上げている中で、結果として皆さんの施設にお湯が回らなくなるとか、何か不調が起きるのが一番問題であると事務局としては考えている。その部分も踏まえて、外湯稼働後に改めて、この中で審議をさせてほしい。

○委員

調査するなら早くすればいい。令和 8 年まで待たなくても、今日でも明日でもやろうと思えばできる。腰が重く前向きな考えがない。せつかく審議会を開いて委員の皆さんからいい意見が出ても、全然汲み上げる気がない。何のための審議会なのか分からない。

○事務局

調査は最短でこの春と検討されているし、皆さんからいただいた意見をないがしろにするつもりはない。資料 1 の 4 については引き続きの検討で、貴重な意見を答申書に盛り込んでいただきたいと考えている。

○委員

温度の関係で旭温泉と美又温泉の供給料金が同じなのがおかしいのではないかと、言っても、解決する意欲も気力もない。

○事務局

旭温泉については、過去の経過がある中で現在の料金が出てきている。現時点でこの金額を下げないと経営が成り立たないとか、そういった議論は過去にも出ていない。この部分については今後も引き続き検討していくが、早急に解決すべき課題かというところではないだろうと思っているので、他市の状況等も踏まえながら、適切な料金については引き続き検討していきたい。

○委員

経営できているからいいじゃないかって、経営ができている・できていないはどうやって判断するのか。温度のことは理屈が合わない。温度が高いから供給料金の単価が高い。湯屋温泉は温度が低いから単価が低い。それで見たら、旭温泉は温度が低い。高い美又温泉と一緒に、理論的に通らない。なぜそこをゴリ押しするのか。

○事務局

ゴリ押ししてはいないが、合併時に旭温泉の料金が高い中で、金額の見直しを合併後に検討して、今の料金体系になっている。この部分について今早急に解決すべき問題になっているかというところ、今までそういった要望や陳情はないという中では、直ちにこの場ですぐに解決すべき課題ではないだろうと、引き続きの検討にさせて

いただきたいと思う。

○委員

不都合な状況をそのままにして、検討を令和8年まで待つのか。いつまでに検討して、いつ温泉審議会をするのか、具体的に示してほしい。

○事務局

めどとして、美又温泉については外湯施設の状況等も踏まえるならば、令和9年とかその頃になるだろうと思っている。また、浴場供給、営業供給についても、もし可能であればその時に合わせて検討するのがいいだろうと思う。ただ、漫然と令和9年まで待つのかということころは、例えば変えて欲しいという陳情等が出てきた時には、令和9年まで待たずに、必要と判断すれば温泉審議会を直ちに開き、その部分について集中的に審議をしていくことはできるとしている。外湯施設が稼働した中で、令和9年をまず一旦の目途というか、期限という形で区切らせてもらえればと思う。

○委員

陳情が出てからやる問題ではないのではないのか。住民から陳情、請願されたからそれじゃあやろうかというのは遅れている。気が付いた時に前倒しでやるのが行政ではないのか。

○事務局

旭では、料金体系の関係では議論とはなっていない。平成16年に旭温泉の陳情があった時と現在を比べると、料金的にも平準化された状況もあり、今のところ料金に対する要望はない。

○事務局

そうした状況を踏まえて、直ちに今それを改正しなければいけない課題というわけではないので、この部分については少し様子を見させていただきたい。

○委員

事務局は現状おかしいと思わないのか。常識的に見て、営業供給と浴場供給の料金が同額というのは誰が見てもおかしいと思う。こういう条項があるのがおかしいからここを変えるよう言っている。これから検討するとか、よその状況を見てやるような事ではない。早く言えば何を言ってもダメということ。姿勢はどうなのか。

○事務局

姿勢として、当然課題があれば解決をしていくということが、我々の仕事だと思っている。現時点では供給料金が同額なのはどうかということころは、この審議会でご意見としていただいた。ただ一方で、直ちに改正をしなければいけないほど課題

や問題が起きてはいない。当然放置するわけではなく、この部分については課題として認識をする中で、きちんと解決を図っていきたい。

○会長

他に意見はあるか。

○委員

色んなことを全部織り込んで検討するのが本当は良いかもしれないが、最終的には維持管理費が収入を超えないことが前提なので、収入と支出のバランスをどうするのか考えると、検討すべきことが多すぎる。そのため、とりあえず今回は飲料営業供給をやって、段階的に全体の改定について進めていきたいという考えなのかと感じたが、どうか。

○事務局

言われるとおりのことである。審議会をあと 10、20 回開催して全体の検討を行うことも 1 つのやり方だが、限られた中で検討していくなら、全体部分についてはもう少し時間をいただき、課題として認識をして、まずは課題になっている湯屋温泉の飲料営業供給の部分を整理できればと思う。当然放置するのではなく、例えば、この部分は外湯の状況等々を踏まえて検討しなさいとか、公益、浴場及び営業供給料金については改めて検討しなさいというところは、答申の中に盛り込んでいただきたい。

○会長

公益、浴場、営業供給料金の改定は今後の検討事項とする方針に、同意される方は拍手を願う。

（拍手多数）

○会長

過半数を上回ったので、飲料営業供給以外の部分は従来の料金で、今後検討する方針で進めさせていただく。

では次に、湯屋温泉の飲料営業供給について審議する。湯屋温泉の飲料営業供給 1,320 円から下げる案が出たが、どのあたりに落ち着けるか、ご意見を頂戴したい。

○委員

色々な経緯や状況等を見る中で、やはりケイ・エフ・ジーさんからすると、何で自分が使うもの以外の費用を負担しているのかという形である。要望の 550 円は、全体の収支が取れなくなると思う。単年度収支で 1,100 円だと約 700 万円ぐらい黒字になるという中なら、もう少し下げることが勘案してもいいのではないかと思う。ただ 550 円、660 円、770 円になると、何か起きた時には、一般財源から拠出せざるを得ないことがあると思う。私は 990 円、880 円の辺りで、料金的なものを考慮

したとした方がいいかなと。中間ということでもないが、880円ぐらいがいいのではないかと個人的には思う。

○委員

今回の審議会の体質というか傾向からして、他のところの数字は変わっていないので、ここについても現行のままで、変える必要はない。ここだけ数字を変えるのは不自然。説明ができない。

○委員

スタートの経緯として、ケイ・エフ・ジーさんからの陳情が出て、議会が全会一致で採択して、この審議会が起きたと聞いている。まずはそこをどうするかが大前提になると思っていたが。

○事務局

資料1の3を見てもらうと、第3回審議温泉審議で定めた方針がある。(1)に書いてあるように、前回の審議会で湯屋温泉の飲料営業供給料金については引き下げるという方針を決定しており、今回で具体的に金額をどこまで下げるかを協議するとなっている。そういう方針はすでに第3回で決めていると思っているが、どうか。

○委員

そうかもしれないが、審議していない、やる気がない。今回の審議会で、合わせて他の温泉供給施設のところの数字も修正されるのを期待して出てきた。だから私としてはその辺が納得できないので、今回他の数字が変わることがないなら、飲料営業供給の数字も変える必要はないというのが私の意見。

○事務局

例えば、湯屋温泉の飲料営業供給料金を下げる場合、それによって全体が賄われている状態なので、飲料営業供給料金以外を引き上げる話にもなりかねないが、他は引き上げをしないと前回の審議会で決定した。今回は飲料営業供給料金の引き下げをどうするかを決めてほしい。委員さんの意見を1人ずつ伺いたい。

○委員

今回の温泉審議会の初めに事務局からは、湯屋温泉のことを特にやりたいという説明があったと聞いている。第2回で他のところの額のことでも出てきて、あれ、ちょっとピンとが…と思ったのも正直なところ。前回委員さんから、既に1,320円を下けているから今の1,100円でも良いと思うと言われたと記憶している。個人的には550円でもいいと思う。ケイ・エフ・ジーさんにおんぶにだっこの状態、いびつな予算編成の中で550円では全体収支が成り立たないというのは、こっちの勝手な言い分だと思う。今後の予算や見込みが立たないことも含めて、私も880円ぐらいのところに着くのかなと思う。

○委員

正直まともらない、分からないというのが1番。旭温泉のことを考えてくれたのはありがたい。旭温泉も含めてみんな下げてもらうのが1番いいが、収支のバランスが崩れるのもおかしい。修繕が発生した時の費用とか、施設が今後減る可能性があればそれでも変わるし、逆に新たな参入者がいれば増える。今の時点では、真ん中の意見で880円と言わせてもらう。

○委員

この問題については、市長が政治判断をする材料をどう考えるかということ。議会の陳情において1,100円で落ち着いてる。今後分からない事もあるので、1,100円で、推移を見ながら検討でいいのではないかな。

○委員

要望の金額が1番いいとは思いますが、収支がマイナスになったらいけない。990円とか880円まで下げて採算は取れるのだろうか。

○事務局

事務局としては、単年度収支も出す中で、550円はマイナスになるので難しいと思っている。660円だと単年度収支が80万円で、何か突発的な修理が発生した時に、手持ちがなければ例えば流用しないとイケないし、流用する原資がなく1年待ってもらわなくてはイケないとなったら、温泉の供給がストップしてしまうので、660円も難しいだろうと思う。事務局とすれば高ければ高いほどいいが、ケイ・エフ・ジーさんの要望や議会の全会一致での結果等も踏まえれば、やはり単年度では400万円か500万円ぐらいは収支がないとイケないと思っている。

○委員

議論が、全体をケイ・エフ・ジーさんの分で賄ってるような比較をした数字が出てから、話がまずいと思う。もともとケイ・エフ・ジーさんが進出した時に旧金城町とどういう契約が交わされて、使用料金だけではなく誘致企業として固定資産税の減免もしていたりするが、そもそも進出時にどういう覚書や契約で来ているのか経緯を聞かせてほしい。

○事務局

金額までは今は資料がないが、誘致企業として、ケイ・エフ・ジーさんがミネラルウォーター事業をしたいということで、その供給単価・供給量の協定を結び、その価格と量で合意をして経営をしていた。途中で、固定資産税の減免や、設備投資をして雇用が増えるということで、それについてまた支援した。ケイ・エフ・ジーさんの昨今の要望は2つあり、1つはSDGsの関係で再生可能なペットボトルにするためにコストが増えるから、供給料金を下げて欲しいという主張。もう1つは、温

泉というひとくくりの予算を収入に上げていて、自分たちのお金で他の温泉を賄っているように見えることから、それはおかしいんじゃないかという主張。これは、いただいた市の自主財源の中から、温泉は温泉の中でいただいた費用を充てているという考え方を前回説明した。

○委員

数字の出し方で、ケイ・エフ・ジーさんの収入を名前を使って書いてくるから、どうしてもケイ・エフ・ジーさんにおんぶにだっこというイメージになる。表の出し方が悪い。ケイ・エフ・ジーさんから入ってもお金に色はついていないのに、色を付けて出すからケイ・エフ・ジーさんにお世話になってると見える。事務局の資料の出し方のミスだ。

○事務局

確かにお金には色がついていない、入ってきたものを一般財源として支出をしている。一方で、温泉分湯料金という形で入ってきた収入を支出に充てる時は、当然優先的にその財源を充てていく。足りない部分については、他の市税等の財源から持ってくるが、一般財源はある程度パイが決まっている。市としても温泉維持が大事なので、足りない分は持ってくるが、他の事業をどうするかというところは、限りある財源の中で検討していかなければいけないので、温泉供給料金を元に試算をしていくのは、市の財政の在り方上致し方なく、そこを無視して話すことはできないと思う。

○会長

それでは、飲料営業供給単価について、意見はどうか。

○委員

ケイ・エフ・ジーさんは全く使い方が違うし、どこが妥当かと言われても分からない。ただ、温泉の分とごちゃ混ぜにして検討することはいけない。用途が全く違う。普通こうしたメーカーは原材料は自分で汲み上げてやる。温泉のことならまだ多少分かるが、全然違う話。

○事務局

供給を始めてからは、供給料金を下げて、今に至る歴史がある。供給の量、価格もだが、供給量何トンまでという月あたりの約束は変わっていない。先ほど美又の供給量の調査をという話も出たが、湯屋温泉については近年少し不調があり、昨年だったか湯量を調べた。全体の湯量でケイ・エフ・ジーさんの当時の約束事が賄えるかどうか調査をし、大丈夫という確認が取れて、今のままの量を使っていいというところは確認した。量的には、湯屋温泉は問題ない。

単価については、ケイ・エフ・ジーさんから、ペットボトルのコストが今から上がるので、今の雇用を維持して地域に貢献するために下げて欲しいという要望が出

ている。その見直しについて、議会の意見がついて執行部に投げかけられているところ。美又や旭について、全部同じ単価はおかしいのではないかとこのころも、実は一方で、入湯税を減免して現在取っていない状況があり、検討すべき課題が、別のところだがある。公衆浴場については、市民の高齢者に入浴券補助をしていたり、施策が折り重なっている。条例を変えると、簡単にまた元に戻したりはできないので、これは今回は保留にしたいというのが、市としての考え。決して無しということではない。

○委員

ケイ・エフ・ジーさんの使用量は、今どれぐらいなのか。

○事務局

ケイ・エフ・ジーさんの使用量が 15,000 m³。それに対して、子安華湯館は 4,300 m³くらい、きんたの里が 10,000 m³。きんたの里が少ない時に 10,000 m³で、1番多い月で 14,000 m³。ケイ・エフ・ジーが 1番少ない時 13,000 m³で、1番多い時でも 16,000 m³。だからきんたの里と同じぐらい。

○委員

各段に桁違いに多いかと思ってたが、そうでもないのか。

○事務局

先ほど委員が言われたように、ケイ・エフ・ジーさんは自社で井戸は掘ったが、浜田市が持つる湯屋温泉の泉質がとてもいいので、それが欲しい。自社で掘った分は違うブランドで売っていて、第2工場の方の、家庭用のウォーターサーバー事業。浜田市からもらっている水で、金城の華。

単価の違いで、ものすごく使っているように見えるが、例えば同じ 10,000 m³の使用でも、単価が全然違うから価格が変わってきて、それをケイ・エフ・ジーさんが下げてくれと主張している。

○委員

使用量におそらく数十倍の差があるんじゃないかと想像していた。

○事務局

参考資料の表を見てもらうと、供給量の単位が違い、湯屋温泉の飲料営業供給の使用量は 1 m³あたり 1,320 円だが、湯屋温泉の営業と公益は 300 m³あたり 4,950 円。これを 1 m³にすると、16.5 円。一方、ケイ・エフ・ジーさんの 1 m³は 1,320 円で、全然違う。

○委員

水の価値がお風呂とは全く違うので比較はできないが、これだけの差があるのか。

飲料営業供給料金は、下げても 900 円ぐらい。温泉と使い方が違うから、880 円か 990 円の辺りだと思う。

○委員

前回の会議で話をしたが、1,100 円。そんなに急に下げないでもいいと思う。

○会長

私以外の 6 名の委員の意見を伺ったところ、880 円が 3 名、880 円ないし 990 円が 1 名、1,100 円が 2 名。

会長も委員に含まれ意見を出しているいいので、私は 880 円が妥当なところではないかと思う。大きな未定の支出があることを、ある程度前提にした方がいいと思うので、甘目な見通しより、厳し目な見通しの方が良いと思う。一方で、飲料供給単価を上げることはケイ・エフ・ジーさんにはきつい状況で、ビジネスで貢献していることも考えると、880 円かと思う。

私を合わせると、880 円が 7 名中 4 名で過半数になる。多数決の原則に則り、湯屋温泉の飲料営業供給の単価について、今回の審議会では 880 円と提案したいと思うが、どうか。

○委員

手続きとしては条例改正はどうなるのか。答申を受けて、市長サイドで検討し、条例の改正案が提出される流れか。条例の金額を下げたら上げることは不可能だろう。今市長権限でしている減免が、条例を変えずに減免でそこまで落とすことはできるのか。そうした手続きの面はどうなのか。

○事務局

温泉審議会で答申を出してもらい、市長に提出をしてもらう。その答申内容を踏まえて、市長として内部で検討をさせてもらう。審議会での部分については、最大限尊重されると思う。あと、料金を下げたから上げられないというのは、水道料金等も社会情勢に応じて金額が上がることもあるので、必ずしも 1 度下げたものを、ずっと下げ続けるとか現状維持とはならないと思う。下げたからといって、未来永劫反映されるのではないとご承知いただきたい。最初の議論に戻るが、今回飲料営業供給料金を下げたからといって、その部分を補うために、それ以外の料金の引き上げはしないことは第 3 回の方針でも出している。それ以外のところについては引き続き検討としているが、当然放置することなく、答申書の中に盛り込まれたことは、きちんと受けとめて対応していきたいと考えている。金額は、物価高騰などがあり人件費も労務単価も上がる中で、検討せざるを得ないところも出てくるとは思うが、今回は、飲料営業供給料金を引き下げる、それに伴う他の部分は引き上げないとし、ご理解をいただければと思う。

○委員

多数決ということだが、聞かれた時に根拠が弱い。1,100円と申し上げたが、どうしてかと言われた時に、突き詰めた資料も検討もないわけで、弱いと私的には思うが、異議はない。

○会長

それでは、多数決で、審議会案としては、湯屋温泉の飲料営業供給の単価については880円としたいと思う。委員の皆様、貴重なご意見に感謝する。今回いただいた意見をもとに、次回の第5回審議会で、浜田市温泉審議会から浜田市長への答申案を提示し決定としたいと思う。

なお、会長として、今回の料金の改定や市としての温泉事業を鑑みて、答申と付帯意見として、これから申し上げることを盛り込みたいと考えているがどうか。

まず答申について、1点目、基本料金の供給量は、令和8年度に整備が予定されている美又温泉外湯施設の状況を踏まえて検討すること。2点目、公益、浴場、営業供給料金に関しては、改めて検討すること。

次に付帯意見が2つあり、これまでの審議会で出た意見を踏まえて、1つ目は、温泉事業は市の観光施策の柱で、重要な観光資源なので、現存する美又温泉、湯屋温泉、旭温泉が恒久的に存続できるように、時機に応じて政策的対応を行うこと。2つ目は、想定外の支出を伴う改修が出てくると思うが、出てきた時には、温泉事業に支障がないように対応すること。また、その資金の留保についても検討すること。以上、提案するが、どうか。

○委員

資金の留保は可能なのか。

○事務局

留保は難しいと思うので、財源を確保することとか、細かな文言については第5回でやりたい。ただ、早めに事務局で答申案を作成して、事前に送付し、意見をいただいてまとめるような形にしたいと思う。よろしいか。

○会長

異議があるか。

（異議なし）

○会長

では、そのように進める。

次回、第5回の審議会は12月に開催するので出席をお願いします。議題は、浜田市長に出す答申案の確認。以上をもって、第4回浜田市温泉審議会を終了する。

終了